

ご利用者各位

富士通健康保険組合

## 「富士通総合グラウンド」の利用について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ移行したことに伴い、「グラウンド利用に関する感染拡大予防ガイドライン」を廃止いたします。  
また社外利用につきましては以下の通りとします。

記

### ■長野総合グラウンド、厚木総合グラウンド

<社外利用について>

- ・富士通健保に加入されていた方は利用可（社外料金）
- ・上記以外の社外の方は利用不可

### ■適用日

2023年6月1日より

ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

富士通健康保険組合

施設健康推進グループ 外線:044-738-3011

以上